

第20回 定例総会議事録

1. 日 時 令和4年11月10日（木）午後3時15分招集

2. 場 所 市役所本庁舎8階 801会議室

3. 出席委員

14名

1番 朝来野 清 2番 阿部 清 3番 大野 功二
4番 平山 孝行 5番 得丸 芳昭 6番 齊藤 耕一
7番 秋吉 和行 8番 加藤 隆生 9番 齊木 清範
10番 長尾 栄作 11番 脇 文夫 12番 筒井 昌一
13番 二宮 ナミ子 14番 中園 公雄

4. 欠席委員

0名

なし

5. 事務局

事務局職員 4名

事務局

ただいまより第20回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。

朝来野会長

（あいさつ）

事務局

それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

議長

それでは、第20回定例総会を開会いたします。

本日の出席者は14名、欠席者はありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。

次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。

委員一同	異議なし
議長	<p>それでは、議事録署名委員に2番 阿部委員さん、9番 齊木委員さん、書記は事務局の今田さんをお願いします。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農法第3条許可申請についてです。1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立寒田小学校より南西へ約1.3kmの距離に点在する農地であり、現地の2筆は稲刈り後の状態であり、1筆は保全管理されており、2筆はクリが植えられ、農業用倉庫が建っていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻、露地野菜、クリを栽培予定です。農機具はトラクター、耕運機を各1台所所有しています。田植機、コンバインは借用とのことです。なお、契約成立後の経営面積は約68a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立判田中学校より西へ約700mの距離に位置

	<p>した農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてカボスを栽培予定です。農機具は耕運機を2台、トラクターを1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は竹田市農業委員会の耕作証明分を併せて約35a となります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ3ページ 1番について坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
3番大野委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立坂ノ市中学校より東に約700mの距離に位置した農地であり、現地の5筆は膝丈程度の雑草が生え、1筆は耕作の用に供されていない状態でした。なお、申請地は空き家に付属した農地として指定済みです。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地の1筆はダイコン、1筆はブロッコリー、1筆はカボス、その他はブルーベリーを栽培予定です。農機具は耕運機を1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約13a となります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ2番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審</p>

	<p>議会での意見を報告してください。</p>
4番平山委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は志生木簡易郵便局より南東へ約1.2kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてイチジク、スモモ、ユズを栽培予定です。農機具はコンバイン、籾摺り機を各1台、草刈機を3台所有、トラクター、田植機、乾燥機を各1台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は約34aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ4ページ 農地法第4条許可申請 1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
6番齊藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立野津原中学校の南約1kmに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は観光農園の駐車場及び事業用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域であるため、農用地区域内の農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。これまで進入路として利用していた土地が、所有者の子供が相続してから利用できなくなったため、今回新たに進入路として転用申請する案件です。現地調査報告です。申請地は植田市民行政センターの南西約1kmに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、進入路用地として利用するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ5ページ 農地法第5条許可申請 1番は46ページ 3番と関連がありますので、野津原地区の委員さんは一括して現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
6番齊藤委員	まず46ページです。5条許可申請の農地が利用権設定されているため、合意解約したという通知です。5ページです。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターの東約500mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、一般住宅として利用するも

	<p>のです。農地区分です。申請地は、野津原市民センターからおおむね500m以内の区域にある農地であるため、第2種農地に該当します。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ6ページ 1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
4番平山委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立佐賀関中学校の南西約2.4km に位置する農地で、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、風力発電設備に関する業務を営む法人が風力発電の変電所として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第1号議案について採決します。 第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長	<p>全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第4条及び第5条許可申請は許可相当とします。</p> <p>次に、7ページ 第2号議案 農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。</p> <p>1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
3番大野委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立坂ノ市小学校より南東へ約800mの距離に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地では水稻・麦を栽培します。農機具は草刈機を10台、トラクターを2台、コンバイン、田植機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約28a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ2番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
3番大野委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立小佐井小学校より南へ約1.5km の距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地では水稻、麦を栽培します。農機具は乾燥機、草刈機を各3台、トラクターを2台、田植機、コンバインを各1台所有しています。利用権設定後の経営</p>

	<p>面積は約109a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、次の8ページからは再設定ですので、説明は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>まず8ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利については現在と同内容での再設定です。</p> <p>9ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利については賃借権10年間から5年間に変更しての再設定です。</p> <p>10ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利については現在と同内容での再設定です。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利についてはこれまで賃借権1年間に3年間に延長しての再設定です。</p> <p>11ページ 3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在は4社で4分割していますが、今後は記載の3社で3分割しての再設定となります。</p> <p>4番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。こちらも同様に4社から3者に変更しての再設定です。</p> <p>それぞれ、各地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>

議長	<p>なければ、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、12ページ 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。</p> <p>1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
6番齊藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は大分市立野津原中学校より南西約1.5km に位置する農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では水稻を栽培します。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、軽トラックを各1台、草刈機を2台所有しています。利用権設定後の経営面積は約60a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、次の13ページ 1番は長尾委員さんの案件ですので、長尾委員さんは一旦、退室をお願いします。</p> <p>(長尾委員退室)</p>

議長	では、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番齊藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次小学校より北東へ約2kmの距離に点在した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稻を栽培します。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、草刈機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約118aとなります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、13ページ 1番について採決します。 本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、13ページ 1番は承認することとします。 では、長尾委員さんは着席をお願いします。 (長尾委員着席)
議長	次に、14ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番筒井委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報

	<p>告です。申請地は、大分市立川添小学校より南西に約700mの距離に位置した農地であり、現地はハウスでニラが栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地においてハウスでニラを栽培予定です。農機具はトラクターを2台、動力噴霧器、管理機、運搬車を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約24a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ次の15ページからは再設定ですので、説明は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>まず15ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利については現在と同内容での再設定です。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利についてはこちらも現在と同様の再設定です。</p> <p>3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利についてはこちらも現在と同内容での再設定です。</p> <p>4番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利については使用貸借権3年を10年に延長しての再設定です。</p> <p>16ページ 5番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利については使用貸借権3年を10年に延長しての再設定です。</p> <p>6番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利については同内容ですが、賃借料を増額しての再設定です。</p> <p>17ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利については現在と同内容での再設定です。</p>

	<p>18ページ 2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利については使用貸借権から賃借権に切り替えての再設定で、賃借料は記載の通りです。</p> <p>19ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利については現在と同内容での再設定です。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利については現在と同内容での再設定です。</p> <p>3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利については、こちらも現在と同内容での再設定です。</p> <p>それぞれ、各審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、採決した13ページ 1番を除く、第3号議案について採決します。</p> <p>第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案は承認します。</p> <p>次に、20ページ 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用配分計画作成のための審議を行います。説明は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>20ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、新町・矢ノ原・福宗地区に位置した</p>

	<p>農地であり、現地は水稲が栽培されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲、麦、大豆を栽培する認定農業者であり、契約成立後の経営面積は約1,204a となります。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、次の2番は秋吉委員さんの案件ですので、秋吉委員さんは一旦、退室をお願いします。</p> <p>(秋吉委員退室)</p>
議長	<p>では、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2番です。現在、借受人は基盤強化法の利用権設定をしていますが、今回12月末に終期を迎えるにあたって、公社を通じての契約に切り替える内容で、1月以降は使用貸借権の5年間の契約となります。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は山中地区に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲、シイタケを栽培する認定農業者であり、契約成立後の経営面積は約256a となります。</p> <p>地区審議会でも審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>

議長	<p>なければ、20ページ 2番について採決します。</p> <p>本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、20ページ2番は承認することとします。</p> <p>では秋吉委員さんは着席をお願いします。</p> <p>(秋吉委員着席)</p>
議長	<p>では、引き続き事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>21ページ 3番です。こちらも利用権から中間管理機構を通じた契約に切り替える内容です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、石合・太田・竹ノ内地区に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じた3者契約です。配分先は主に水稲を栽培する認定農業者であり、契約成立後の経営面積は約1,978a となります。</p> <p>22ページ 4番です。こちらも利用権から中間管理機構を通じた契約に切り替える内容です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、堪水地区に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じた3者契約です。配分先は主に水稲を栽培する農業者であり、契約成立後の経営面積は約175a となります。</p> <p>23ページ 1番です。こちらも利用権から中間管理機構を通じた契約に切り替える内容です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、宮尾地区に位置した農地であり、現地はハウスでピーマンが栽培されていました。配分先の経営状況・営農</p>

	<p>計画です。農地中間管理事業で公社を通じでの3者契約です。配分先はピーマンを栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約204aとなります。</p> <p>24ページ 2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、備後地区に位置した農地であり、現地はハウスでニラが栽培されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じでの3者契約です。配分先は水稻、ニラを栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約85aとなります。</p> <p>3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、備後地区に位置した農地であり、現地はハウスでニラが栽培されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じでの3者契約です。配分先はニラ、水稻を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約190aとなります。</p> <p>25ページ 4番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次本町地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じでの3者契約です。配分先はモヤシ、小大豆モヤシ、サツマイモを栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約274aとなります。</p> <p>26ページ 1番です。12月末で現在の権利設定が終了しますが、1月以降も同内容で更新をするという内容です。</p> <p>それぞれについて、地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、次の27ページ 2番は齊木委員さんと、齊木委員さんが代表

	<p>を務める法人の案件が含まれますので、齊木委員さんは一旦、退室をお願いします。</p> <p>(齊木委員退室)</p>
議長	<p>では、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>27ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。こちらも1月以降、現在と同内容で再設定する内容です。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、27ページ 1番について採決します。</p> <p>本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、27ページ 1番は承認することとします。</p> <p>では齊木委員さんは着席をお願いします。</p> <p>(齊木委員着席)</p>
議長	<p>次の、28ページ 1番は筒井委員さんの案件ですので、筒井委員さんは一旦、退室をお願いします。</p> <p>(筒井委員退室)</p>

議長	では、事務局より説明をお願いします。
事務局	28ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。こちらも現在権利設定されているものを1月以降も同内容で再設定する内容です。 地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、28ページ 1番について採決します。 本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、28ページ 1番は承認することとします。 では、筒井委員さんは着席をお願いします。 (筒井委員着席)
議長	これまでの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、採決した20ページ 2番、27ページ 1番、28ページ 1番を除く、第4号議案について採決します。 第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第4号議案は承認します。</p> <p>次に、29ページ 第5号議案 農地所有適格法人の認定について審議します。事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>29ページ 第5号議案 農地所有適格法人の認定についてです。法人の名称、所在地は議案の通りです。</p> <p>(1) 法人形態要件についてです。記載の法人は株式会社ですが公開会社ではありませんので要件を満たしています。</p> <p>次に(2) 事業内容要件です。事業内容は、農畜産物の生産でモヤシ、サツマイモを生産しており、農業関連事業としてはカット野菜の販売をしています。これ以外の事業は行っていないとのことで</p> <p>議案に3年間の売上高の記載がありますが、いずれも農業及び関連事業での売上であり、売上高に関しては農地所有適格法人の条件を満たしています。</p> <p>次に(3) 構成員要件です。代表取締役の方が100%の議決権をもち、法人の農業又は関連事業に常時従事するとなっております。またもう一人の構成員の方も常時従事者であり、要件を満たしています。</p> <p>最後は(4) 業務執行役員要件についてです。役員それぞれが農業従事日数150日以上となっておりますので、要件を満たしています。よって</p> <p>(1) から(4) のすべての要件を満たしています。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、認定相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>

議長	<p>なければ、第5号議案について採決します。</p> <p>第5号議案について、認定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第5号議案は認定します。</p> <p>次に、30ページ 第6号議案 非農地証明願 1番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>30ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は2002年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立横瀬西小学校より南東へ約500mに位置した農地であり、現地は原野化していました。地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、2番と、関連する31ページ 5番について、事務局より一括して報告してください。</p>
事務局	<p>2番と31ページ 5番は、所有者が同じで、農地の場所も近隣ですので一括して報告します。</p> <p>土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容はどちらも1980年頃より耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立田尻小学校より北へ約900mに位置した農地であり、現地は山林化していました。地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見で</p>

	した。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、30ページ 3番について、事務局より報告してください。
事務局	3番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1970年頃より耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立田尻小学校より北へ約900mに位置した農地であり、現地は山林化していました。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、31ページ 4番について事務局より報告してください。
事務局	31ページ 4番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1995年頃より宅地及び進入路として利用し、一部は耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立田尻小学校より北へ約900mに位置した農地であり、現地は宅地及びその進入路として利用されており、一部は山林化していました。地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ、32ページ 1番について、事務局より報告してください。
事務局	32ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1974年頃より耕作放棄により山林化及び原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、JR 幸崎駅より西へ約1.5km に位置した農地であり、現地は山林化及び原野化していました。地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、33ページ 1番について、事務局より報告してください。
事務局	33ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1975年頃より宅地として利用しているとのことです。申請地は、大分市立大分西中学校より北東へ約2.2km に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第6号議案について採決します。

	<p>第6号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第6号議案は非農地決定します。</p> <p>次に、34ページ 第7号議案 空き家に付属した農地指定の解除 1番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>第7号議案です。土地の表示、所有者等については議案の通りです。10月11日の定例総会において、空き家に付属した農地に指定した案件です。解除の理由です。こちらの農地に付随する空き家を取得する者が譲受人となる農地法第3条許可申請が、今回の議案 3ページ 1番で提出されており、先ほど1号議案の採決で許可することとなりましたので、農地指定を解除するという内容です。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第7号議案について採決します。</p> <p>第7号議案について、指定を解除することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第7号議案は空き家に付属した農地指定を解除することとします。</p> <p>次の、35ページからの第8号議案 報告事項について、事務局から報告をお願いします。</p>

事務局	<p>まず35ページから37ページです。農地法第3条の3届出で、相続により農地を取得したという届出が合計で8件出ています。</p> <p>次は38ページから41ページです。農地法第4条第1項第8号届出で、市街化区域内農地において、所有者自身が転用をする届出が合計で12件出ています。</p> <p>続いて42ページから45ページです。農地法第5条第1項第7号届出で、市街化区域内農地において、権利移動を伴う転用の届出が合計で35件出ています。</p> <p>次は46ページです。農地法第18条第6項通知で、双方合意による利用権の解約の通知が合計で3件出ています。</p> <p>最後は47ページです。認定電気通信事業者の行う事業に伴う農地転用に係る事業計画書についてで、モバイル無線基地局の新設工事の計画書が1件出ています。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、その他協議事項について事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>特にありません。</p>
議長	<p>以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。</p> <p>その他で何かありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、これで第20回定例総会を閉会します。</p>

